

特別委員会の取り扱いに係る対応策について（案）

<p>対応策 (案)</p>	<p>①特別委員会は継続しているものとして、このまま特別委員会を進めていく。</p>	<p>②特別委員会は消滅しているものとして、臨時会を開催し、閉会中も調査できる旨も含めて新たに特別委員会設置を議決した後に特別委員会を進めていく。</p>
<p>懸案事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会としてこのまま進めてよいと判断したとしても、結果として12月定例会の会期終了をもって特別委員会が消滅しているとみなされるようなことになれば、特別委員会の法的行為は無効となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結果として12月定例会の議決により特別委員会が継続しているとみなされれば、特別委員会を重複して設置していることとなる。</li> <li>臨時会を開催する必要がある、日数を要する。</li> </ul>
<p>進め方</p>	<pre> graph TD     A[代表者会議] --&gt; B[議会運営委員会]     subgraph B [議会運営委員会]         B1["①特別委員会は継続しているものとして、このまま特別委員会を進めていくことに決定"]         B2["②臨時会を開催し、改めて特別委員会設置を議決することに決定"]     end     B --&gt; C[議長に対し、協議結果を答申]     C --&gt; D[議長による法解釈の決定]     D --&gt; E[特別委員会の設置を付議事件とする臨時会招集請求を議決]     E --&gt; F[臨時会招集請求書を提出 (議長⇒市長)]     F --&gt; G[臨時会の招集告示 (市長)]     G --&gt; H[議会運営委員会]     H --&gt; I[臨時会 (本会議)]     subgraph I [臨時会 (本会議)]         I1[・特別委員会設置を議決]         I2[・特別委員の選任 (正副委員長互選)]     end     I --&gt; J[新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会]     </pre> <p>①特別委員会は継続しているものとして、このまま特別委員会を進めていくことに決定</p> <p>②臨時会を開催し、改めて特別委員会設置を議決することに決定</p> <p>議長に対し、協議結果を答申</p> <p>議長による法解釈の決定</p> <p>特別委員会の設置を付議事件とする臨時会招集請求を議決</p> <p>臨時会招集請求書を提出 (議長⇒市長)</p> <p>臨時会の招集告示 (市長)</p> <p>20日以内</p> <p>議会運営委員会</p> <p>臨時会 (本会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別委員会設置を議決</li> <li>・特別委員の選任 (正副委員長互選)</li> </ul> <p>新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会</p>	